

東京大学大学院総合文化研究科附属国際環境学教育機構に置かれる分野等の組織を定める内規

平成24年4月1日制定

第1条 この内規は、東京大学大学院総合文化研究科附属国際環境学教育機構規則（平成24年4月1日）第7条第2項に基づき、国際環境学教育機構に置かれる教育分野の組織を定めるものとする。

第2条 国際環境学教育機構に、次に掲げる分野を置く。

環境原論・倫理

環境管理・政策論

環境影響評価

物質循環論

エネルギー資源論

食と安全論

社会基盤防災

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。